

公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況

(平成 23 年度)

平成 25 年 3 月 6 日
農林水産大臣、国土交通大臣

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。) 第 7 条第 7 項に基づき、「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」(平成 22 年 10 月 4 日 農林水産省、国土交通省告示第 3 号。以下「基本方針」という。) 第 3 の国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成に向けた取組の内容、当該目標の達成状況その他の基本方針に基づく公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況を取りまとめたので、当該実施状況を踏まえて講すべき措置と併せ公表する。

(基本方針)

第 3 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標

国は、その整備する公共建築物のうち、積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する低層の公共建築物について、原則としてすべて木造化を図るものとする。

また、国は、その整備する公共建築物について、高層・低層にかかわらず、エントランスホール、情報公開窓口、広報・消費者対応窓口等のほか、記者会見場、大臣その他の幹部職員の執務室など、直接又は報道機関等を通じて間接的に国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を促進するものとする。

さらに、国は、その整備するすべての公共建築物において、木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用を促進するほか、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。

なお、国がその整備する公共建築物において利用する木材（木材を原材料として使用した製品を含む。）のうち、グリーン購入法に規定する特定調達品目に該当するものについては、原則として、すべてのものをグリーン購入法第 6 条第 1 項の環境物品等の調達の推進に関する基本方針に示された判断の基準を満たすものとすることを目標とする。

I 基本方針に基づく公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況

1 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成に向けた取組の内容

平成 23 年度の国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成に向けた取組の内容については、以下のとおりである。

(1) 「木造計画・設計基準」を制定（平成 23 年 5 月 10 日）

木造の官庁施設の設計の効率化に資すること等を目的として、国土交通省が制定した。

(2) 「公共建築物木材利用促進関係省庁等連絡会議」の開催（平成 23 年 12 月 6 日）

各省各庁の担当者が参集し、公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況等について検討した。

(構成) 衆議院、参議院、最高裁判所、内閣府、金融庁、官内庁、警察庁、公正取引委員会、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、人事院、会計検査院

(3) 「国の機関における木材利用の取組状況について」を公表（平成 23 年 12 月 7 日）

(4) 農林水産副大臣及び国土交通副大臣から各省副大臣をはじめ各省各庁の幹部に対して木材利用の積極的な取組を要請した（平成 23 年 12 月 14 日）。

(5) 間伐材を使用した備品及び消耗品の利用について、林野庁から各省各庁に対して依頼をした（平成 24 年 1 月 10 日）。

(6) 各省各庁において、「公共建築物における木材の利用の促進のための計画」（以下、「各省計画」という。）を策定した（平成 24 年 2 月に全てで策定終了）。

参考

各省計画とは、基本方針を踏まえ、国が整備する公共建築物のうち各省各庁の所管に属するものにおける木材の利用の促進が効果的に図られることを旨として、以下の事項について定めたもの。

(1) 所管に属する公共建築物における木材の利用の方針

所管に属する公共建築物に求められる機能、各省各庁が所掌する事務又は事業の性質等を勘案し、当該公共建築物の木造化及び内装等の木質化、当該公共建築物における木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用並びに木質バイオマスの利用の方針を定める。

(2) 所管に属する公共建築物における木材の利用の目標

第3の国が整備する公共建築物における木材の利用の目標及び(1)の方針を踏まえ、木造化を図る公共建築物の範囲や重点的に内装等の木質化を促進する公共建築物の部分、利用の促進を図る木製の備品等の種類を明確にするなどにより、可能な限り具体的に記載する。

(3) その他各省計画に基づく取組の推進のために必要な事項

各省各庁における各省計画に基づく取組の推進体制等について定める。

2 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成状況

平成23年度の国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成状況については、以下のとおりである。

(1) 低層の公共建築物の木造化について

平成23年度においては、低層(3階建て以下)の公共建築物が全体で506棟、合計延べ面積446,241m²が整備された。

このうち、木造で整備を行った公共建築物は31棟、合計延べ面積6,534m²であった。概要は表1のとおりである。

なお、木造化できなかった主な理由は、次のとおりである。

- 建築基準法その他の法令に基づく基準において、耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められた建築物であること。
- 災害応急対策活動に必要な施設、治安上又は防衛上の目的から木造以外の構造とすべき施設等の建築物であること。
- 法施行前に非木造建築物として予算化された建築物であること。

表1 木造で整備を行った建築物^注

省庁名	用途（具体的用途）	棟数	合計 延べ面積(m ²)
農林水産省	事務所（検疫所）	1	81
林野庁	事務所（森林事務所）	11	1,353
	宿泊施設（職員宿舎）	3	828
国土交通省	事務所（公園事務所）	1	670
	公園施設（ゲート）	1	254
	その他（その他）	1	2
環境省	公園施設（ビジターセンター、野営場管理棟、 ^{あづまや} 四阿）	6	2,445
	教育・研修施設（環境学習・調査拠点施設）	1	564
	宿泊施設（職員宿舎）	1	139
	その他（トイレ）	3	100
防衛省	その他（倉庫）	2	98

注：国が整備する公共建築物のうち、木造化（構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用すること。）したもので平成23年度に完成したもの。

【平成 23 年度に木造で整備を行った主な建築物】

(() 内は、順に所在地、階数、延べ面積を示す。)

○ 農林水産省

佐和田森林事務所（新潟県佐渡市、1 階建て、76m²）



木頭森林事務所（徳島県那賀町、1 階建て、90 m²）



○ 国土交通省

国営アルプスあづみの公園穗高ゲート（長野県安曇野市、1 階建て、254 m²）



○ 環境省

知床五湖フィールドハウス（北海道斜里町、1階建て、402 m²）



とうふつ
濤沸湖水鳥・湿地センター（北海道網走市、1階建て、564 m²）



那須高原ビジターセンター（栃木県那須町、2階建て、1,356 m²）



(2) 内装等の木質化について

平成 23 年度に内装等の木質化を行った公共建築物の総数は、合計 257 棟であった。概要は表 2 のとおりである。

表 2 内装等の木質化を行った建築物^{注 1}

省庁名	新築等で 木質化を行った棟数 ^{注 2}	模様替えで 木質化を行った棟数	合計棟数
参議院	0	1	1
最高裁判所	7	8	15
警察庁	15	2	17
法務省	5	2	7
外務省	0	1	1
財務省	21	11	32
文部科学省	0	2	2
厚生労働省	16	13	29
農林水産省	2	3	5
経済産業省	0	2	2
環境省	1	1	2
国土交通省	18	3	21
防衛省	87	36	123

注 1：国が整備する公共建築物のうち、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用したもので平成 23 年度に完成したもの。

注 2：新築等で木質化をした棟数は、木造で整備を行った建築物の棟数は除いている。

【平成 23 年度に内装等の木質化を行った主な建築物】

(※ 他省庁の所管の施設で国土交通省が整備を行ったもの)

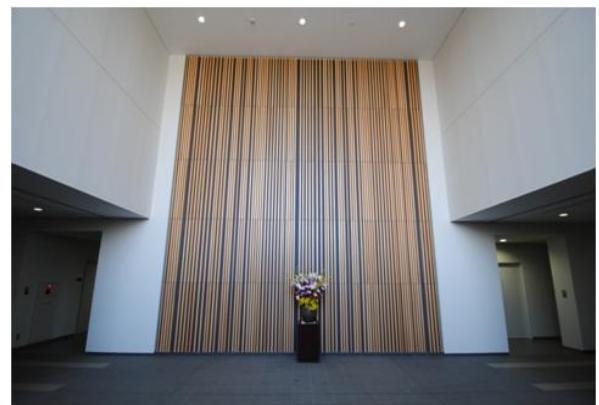
○参議院

別館 廊下壁（間伐材）



○警察庁

埼玉県警察学校本館 玄関 壁 *



○警察庁

愛知県警察本部警察犬訓練所 外壁 *



○財務省

西条税務署 玄関 *



○厚生労働省

高崎公共職業安定所 藤棚 *



○国土交通省

大津びわ湖合同庁舎 玄関



○国土交通省

国営明石海峡公園神戸地区管理棟 玄関



○国土交通省

国土交通省青海総合庁舎 展示室 床



(参考) 木材の使用量について

平成 23 年度完成建築物において、木造化及び木質化による木材の使用量^注

- ・木材の使用量 9,511m³

注：木造建築物の内、使用量が不明なものは、0.22m³/ m²で換算した概算値としている。

また、内装等に木材を使用した建築物で、使用量が不明なものについては、計上していない。

(3) 木材を原材料として使用した備品及び消耗品と木質バイオマスの利用について

木材を原材料として使用した備品及び消耗品の調達の実績及び木質バイオマスを燃料としたボイラ等の導入については、表 3、表 4 のとおりである。

なお、木材を原材料として使用した備品及び消耗品が調達できなかった理由は、次のとおりである。

- 紙類・文具類の調達では、古紙配合を優先しているため
- 要求する仕様を満たす製品がないため
- 製品が限定され、競争入札を妨げるため
- 競争入札の結果、他の製品を購入することになったため
- 価格が高いため
- グリーン購入法適合商品で、より安価なものを調達しているため 等

表3 平成23年度 木材(間伐材・合法木材)を原材料として使用した備品及び消耗品の調達状況(全体集計)

	紙類		文具類		オフィス家具等			
	コピー用紙(kg)	印刷用紙(kg)	ファイル(冊)	事務用封筒(紙製)(枚)	机(台)	棚(連)	収納用什器(棚以外)(台)	ローパーティション(台)
総調達量	29,834,663	2,368,142	6,747,977	75,104,510	37,760	15,962	30,709	7,222
上記のうち木材を使用した製品の調達量	3,574,791	18,634	558,491	9,149,677	3,297	835	881	196
木材を使用した製品の調達率	12.0%	0.8%	8.3%	12.2%	8.7%	5.2%	2.9%	2.7%

注:木材を使用した製品とは、紙類・文具類では間伐材を原材料とした製品、オフィス家具等では間伐材・合法木材を原材料として使用した製品をいう。

表4 木質バイオマスを燃料とする暖房器具、ボイラーの設置状況

	設置数計		新たな設置		既存施設からの廃止	
	暖房器具	ボイラー	暖房器具	ボイラー	暖房器具	ボイラー
合計	202	3	15	0	0	2
厚生労働省	0	0	0	0	0	2
農林水産省	83	0	10	0	0	0
国土交通省	0	1	0	0	0	0
環境省	119	2	5	0	0	0

注:各省各庁が所管する公共建築物において、木質バイオマスを燃料とする暖房器具、ボイラーの設置数等を計上

3 その他

(1) 国における取組

① 「木造計画・設計基準」の周知

国土交通省では、平成23年5月に制定した「木造計画・設計基準」について、各省各庁、地方公共団体等における木材利用の取組の一助となるよう、説明会やホームページ等を通じて積極的に周知を図った。説明会については、平成23年5月から10月までに、国土交通省本省及び地方整備局等11ブロックで計16回開催し、各省各庁、地方公共団体等の担当者約1,550名が聴講した。

② 「公共建築物を対象とした木材利用のためのガイドライン等」の作成のための検討を開始

国土交通省では、地方公共団体と協力^注して、①の「木造計画・設計基準」で中心的に記述している事務所用途の建築物以外の建築物を対象としたガイドラインや整備事例集の作成のための検討に着手した。

注：都道府県、政令指定都市及び官庁営繕部が参加する全国営繕主管課長会議において実施

③ 官庁施設における木造耐火建築物の整備手法の検討を開始

国土交通省では、平成12年の建築基準法改正により建設可能となったものの、技術的難易度が高く、建設が進んでいない木造の耐火建築物について、官庁施設の有すべき性能水準を満たしつつ、コスト低減にも配慮しながら、適切に整備する手法の検討を開始した。

④ 木造建築基準の高度化推進事業

国土交通省では、木造3階建ての学校や延べ面積3,000m²を超える建築物に関し、火災時の安全性が確保される基準の整備に向け、実証実験の実施等による木材の耐火性等に関する研究を開始した。

⑤ 先導的な設計・施工技術を導入する木造建築物の整備に対する補助事業

国土交通省では、構造・防火面における先導的な設計・施工技術を導入する大規模木造建築物等の整備に対する補助制度により、病院、特別養護老人ホーム、保育所等の公共建築物を含む木造建築物等の整備を支援した。

⑥ 公立学校施設の整備における木材利用の促進の取組

文部科学省では、環境を考慮した学校施設(エコスクール)として認定を受ける場合や、地域材を活用して木造施設を整備する場合、国庫補助単価の加算措置を実施した。

また、木材利用の取組の一助となるよう、都道府県、市町村担当者、学校関係者、設計者等を対象にした講習会を開催した。

⑦ 低コストで合理的な木造公共建築物の整備等に対する補助事業

林野庁では、地域材を利用し、設計上の工夫や木材調達を通じた、低コストで合理的な木造公共建築物の工事費等に対する支援、設計段階からの技術支援、整備資金の借入れに係る利子助成を実施した。

また、木造建築設計・施工の担い手育成に対する支援を実施した。

さらに、中高層建築物に必要不可欠な集成材等を用いた耐火部材や施工方法の一般仕様化に対する支援を実施した。

⑧ 木材の適切な供給の確保に関する取組

林野庁では、林業の生産性の向上に向けて、施業を集約化し、計画的に搬出間伐を行う者に対し支援を行う森林管理・環境保全直接支払制度を導入したほか、丈夫で簡易な林業専用道の整備等を実施した。

また、原木の安定供給体制を構築するため、協定に基づく間伐材の工場への直送を促す取組に対する支援、地域材の差別化・信頼性向上を図るため、合法木材の表示実証調査や合法木材の普及のための研修の実施などの支援を行った。

このほか、東日本大震災より被災した木材加工流通施設の復旧等を支援し、仮設住宅や復興住宅等の建設に向けて、地域材の安定供給の再建を図った。

なお、法に基づく木材製造高度化計画の認定の実績はなかった。

(9) 法の周知徹底

林野庁では、法の周知徹底を図るため、平成23年度は都道府県、市町村担当者や建築関係者等を対象にした説明会やフォーラム等を約30回開催・参加し、約2,200名の参加者が聴講した。

(10) 公共建築物における木材利用の情報提供を行うためのホームページを充実

林野庁：<http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/koukyou/index.html>

国土交通省：http://www.mlit.go.jp/gobuild/mokuzai_index.html

文部科学省：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zosei/mokuzai/1284978.htm

(11) 木製品等購入への働きかけ

公共建築物木材利用促進関係省庁連絡会議を開催し、各担当へ木製品購入などについて働きかけを行った。

(2) 地方公共団体等における取組

○ 地方公共団体の方針策定状況

法第4条において、「地方公共団体は、その区域の経済的・社会的諸条件に応じ、国の施策に準じて木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない。」とされている。

また、法第8条では、「都道府県知事は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針(以下、「都道府県方針」という。)を定めることができる。」としている。

さらに、法第9条では、「市町村は、都道府県方針に即して、当該市町村の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針(以下、「市町村方針」という。)を定めることができる。」としている。

都道府県方針については、平成24年3月に、47都道府県全てで策定されたところである。市町村方針の策定数は405となり、その推移は表5のとおりである。

なお、平成25年2月末時点の市町村方針の策定状況は参考1のとおりである。

また、地方公共団体等において公共建築物の木造化等に取り組んだ事例は参考2のとおりである。

表5 木材利用方針の策定市町村数の推移

	都道府県内 の市町村数	平成23年3 月末時点	平成24年3 月末時点
北海道	179		49
青森	40		2
岩手	33		3
宮城	35		
★秋田	25		25
山形	35		3
福島	59		5
茨城	44		18
栃木	26		
群馬	35		1
埼玉	63		7
千葉	54		
東京	62		3
神奈川	33		2
新潟	30		9
富山	15		11
石川	19		10
福井	17		1
山梨	27		11
長野	77	1	27
岐阜	42	1	5
静岡	35	1	3
愛知	54		
三重	29		7

	都道府県内 の市町村数	平成23年3 月末時点	平成24年3 月末時点
滋賀	19		3
京都	26		2
大阪	43		
兵庫	41		6
奈良	39		
和歌山	30		4
鳥取	19		13
島根	19	2	12
岡山	27	1	26
広島	23		1
山口	19		
★徳島	24		24
香川	17		
愛媛	20		16
高知	34		2
福岡	60		3
佐賀	20		16
長崎	21		6
熊本	45	1	23
大分	18		12
宮崎	26		13
鹿児島	43		21
沖縄	41		
計	1,742	7	405

注：★印は、平成24年3月末時点で全市町村が策定済みの都道府県

II 実施状況を踏まえて講すべき措置

1 国が講すべき措置

平成23年度の実施状況を踏まえ、公共建築物における木材の利用のより効果的な促進に資するよう講すべき主な措置は、以下のとおりである。

- (1) 各省各庁は、各省計画に従って木造化等の公共建築物における木材の利用を推進する。また、農林水産省及び国土交通省は、木造化等の取組が確実に実施されるよう、施設整備主体への新たな取組事例などの情報提供を行う。
- (2) 各省各庁における木材を原材料として使用した備品及び消耗品の調達について、木製品の対象となる製品の情報が少ないとから、農林水産省は、各省各庁に対し各種資料の提供など積極的な情報提供に努める。また、備品及び消耗品のメーカーに対しては、法の趣旨を説明し、木材を原材料とした製品の充実を働きかける。

2 国が地方公共団体等に対して講すべき措置

地方公共団体等における取組状況を踏まえ、国が地方公共団体や関係業界団体等に対して講すべき主な措置は、以下のとおりである。

- (1) 市町村方針については、林業関係の専門性を有した職員が少ない場合も多いことから木材利用に関する疑問点等についてアドバイスを行い、より多くの市町村が方針を策定するよう積極的に働きかける。
特に、都市部の市町村に対しては、木材利用の意義とともに、方針策定の働きかけを積極的に行う。
- (2) 地方公共団体のニーズ等を把握し、公共建築物の木造化に向けた取組が効率的に進められるよう、技術支援等の必要な情報を提供する。
- (3) 国又は地方公共団体以外の者が整備する公共建築物の整備主体に対し、木材の利用について積極的な働きかけを行う。
- (4) 公共施設の整備を行っている関係業界団体等の掘り起こしを行い、各種説明会や会議等の場を通じて法に関する取組を周知徹底する。
- (5) 間伐材等の木材を使用した備品及び消耗品などの調達について、地方公共団体等に対し、積極的な調達に努めるよう働きかけを行う。

【参考1】

市町村木材利用方針の策定状況

平成25年2月28日現在

	市町村数	作成済 市町村	作成市町村名
北海道	179	104	枝幸町、豊富町、白老町、更別村、厚沢部町、釧路市、滝上町、鷹栖町、当麻町、七飯町、下川町、士別市、えりも町、奥尻町、せたな町、浦河町、積丹町、音更町、浜頓別町、恵庭市、士幌町、豊浦町、幕別町、足寄町、美瑛町、寿都町、浦幌町、上ノ国町、豊頃町、池田町、雄武町、鶴居村、平取町、東川町、新十津川町、羽幌町、茅室町、小平町、乙部町、津別町、今金町、美幌町、伊達市、置戸町、北見市、江差町、名寄市、美深町、別海町、紋別市、木古内町、むかわ町、新得町、鹿追町、泊村、興部町、芦別市、新冠町、上士幌町、妹背牛町、富良野市、網走市、初山別村、旭川市、白糠町、函館市、月形町、訓子府町、赤井川村、神恵内村、知内町、福島町、秩父別町、俱知安町、北竜町、大空町、礼文町、利尻富士町、佐呂間町、積丹町、栗山町、南幌町、標茶町、砂川市、夕張市、南富良野町、大樹町、塩竈町、上砂川町、奈井江町、雨竈町、羅臼町、遠軽町、石狩市、深川市、砂川市、赤平市、浦臼町、弟子屈町、由仁町、札幌市、本別町、留寿都村、三笠市、釧路町、様似町
★ 青森	40	40	東通村、八戸市、西目屋村、階上町、蓬田村、外ヶ浜町、三戸町、佐井村、東北町、田子町、風間浦村、むつ市、深浦町、大間町、五戸町、新郷村、七戸町、今別町、南部町、大鰐町、鶴田町、六戸町、横浜町、中泊町、藤崎町、十和田市、平内町、つがる市、おいらせ町、黒石市、鰺ヶ沢町、板柳町、三沢市、田舎館村、平川市、五所川原市、野辺地町、青森市、六ヶ所村、弘前市
岩手	33	24	盛岡市、矢巾町、一関市、紫波町、一戸町、釜石市、軽米町、奥州市、金ヶ崎町、葛巻町、久慈市、大槌町、西和賀町、岩手町、九戸村、住田町、普代村、滝沢村、二戸市、野田村、田野畠村、零石町、八幡平市、洋野町
宮城	35	13	柴田町、女川町、東松島市、登米市、石巻市、白石市、大郷町、加美町、岩沼市、南三陸町、涌谷町、丸森町、色麻町
★ 秋田	25	25	八峰町、藤里町、三種町、小坂町、五城目町、大仙市、仙北市、美郷町、横手市、鹿角市、大館市、上小阿仁村、男鹿市、潟上市、八郎潟町、にかほ市、羽後町、秋田市、井川町、大潟村、由利本荘市、湯沢市、東成瀬村、能代市、北秋田市
山形	35	8	山形市、南陽市、鶴岡市、遊佐町、金山町、戸沢村、大蔵村、高畠町
福島	59	11	喜多方市、古殿町、国見町、白河市、矢吹町、塙町、中島村、鏡石町、会津坂下町、二本松市、いわき市
茨城	44	22	桜川市、潮来市、古河市、神栖市、高萩市、大洗町、城里町、鉾田市、鹿嶋市、行方市、筑西市、境町、笠間市、石岡市、かすみがうら市、下妻市、八千代町、常陸大宮市、坂東市、大字町、結城市、常總市
栃木	26	23	鹿沼市、大田原市、那珂川町、茂木町、岩舟町、那須町、那須烏山市、市貝町、野木町、芳賀町、足利市、壬生町、下野市、益子町、矢板市、さくら市、上三川町、塩谷町、栃木市、小山市、日光市、高根沢町、佐野市
群馬	35	9	高崎市、上野村、神流町、嬬恋村、桐生市、中之条町、草津町、邑楽町、甘楽町
埼玉	63	15	秩父市、ときがわ町、小鹿野町、横瀬町、皆野町、長瀬町、寄居町、毛呂山町、飯能市、日高市、越生町、嵐山町、神川町、小川町、東秩父村
千葉	54	10	茂原市、香取市、山武市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、鋸南町
東京	62	4	新島村、神津島村、港区、日野市
神奈川	33	5	小田原市、逗子市、松田町、箱根町、相模原市
新潟	30	18	新潟市、阿賀野市、村上市、五泉市、聖籠町、胎内市、糸魚川市、南魚沼市、津南町、魚沼市、上越市、妙高市、十日町市、関川村、佐渡市、粟島浦村、阿賀町、燕市
★ 富山	15	15	高岡市、南砺市、小矢部市、魚津市、黒部市、入善町、朝日町、上市町、立山町、滑川市、氷見市、富山市、砺波市、舟橋村、射水市
石川	19	18	小松市、能美市、加賀市、川北町、金沢市、七尾市、羽咋市、志賀町、珠洲市、穴水町、白山市、宝達志水町、能登町、中能登町、輪島市、かほく市、津幡町、内灘町
福井	17	4	永平寺町、池田町、南越前町、福井市
山梨	27	19	南アルプス市、鳴沢村、都留市、富士河口湖町、早川町、中央市、南部町、富士川町、市川三郷町、身延町、忍野村、西桂町、韮崎市、笛吹市、山梨市、上野原市、甲州市、大月市、丹波山村
★ 長野	77	77	松本市、東御市、塩尻市、木曾町、南木曽町、長野市、中野市、飯山市、南箕輪村、宮田村、王滝村、喬木村、野沢温泉村、立科町、小川村、小諸市、朝日村、伊那市、箕輪町、上田市、須坂市、駒ヶ根市、長和町、青木村、下諏訪町、飯島町、木祖村、大桑村、山ノ内町、木島平村、信濃町、上松町、坂城町、中川村、安曇野市、富士見町、天龍村、川上村、栄村、大町市、南牧村、佐久穂町、千曲市、辰野町、松川村、小谷村、飯綱町、北相木村、生坂村、麻績村、下條村、平谷村、南相木村、池田町、根羽村、泰阜村、阿南町、高山村、筑北村、山形村、御代田町、壳木村、小海町、小布施町、高森町、豊丘村、白馬村、松川町、大鹿村、阿智村、軽井沢町、諏訪市、飯田市、原村、岡谷市、佐久市、茅野市
岐阜	42	37	高山市、郡上市、白川町、瑞浪市、恵那市、中津川市、東白川村、揖斐川町、天垣市、神戸町、海津市、養老町、輪之内町、坂祝町、富加町、七宗町、御嵩町、八百津町、美濃加茂市、笠松町、各務原市、飛騨市、下呂市、閑市、美濃市、川辺町、安八町、大野町、土岐市、池田町、本郷市、羽島市、白川村、北方町、多治見市、垂井町、山県市
静岡	35	17	浜松市、伊豆市、静岡市、小山町、掛川市、清水町、袋井市、西伊豆町、南伊豆町、松崎町、御前崎市、川根本町、下田市、河津町、磐田市、富士宮市、島田市
愛知	54	18	新城市、設楽町、東栄町、豊根村、豊田市、美浜町、あま市、津島市、飛島村、武豊町、北名古屋市、豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市、阿久比町、南知多町
三重	29	14	龜山市、熊野市、紀宝町、いなべ市、東員町、菰野町、四日市市、大台町、伊勢市、紀北町、南伊勢町、玉城町、度会町、明和町
滋賀	19	3	甲賀市、彦根市、多賀町
京都	26	3	長岡京市、和束町、京丹後市
大阪	43	7	和泉市、岬町、岸和田市、忠岡町、泉大津市、高石市、泉南市
兵庫	41	21	神河町、市川町、福崎町、豊岡市、丹波市、南あわじ市、朝来市、養父市、佐用町、多可町、加古川市、播磨町、猪名川町、太子町、加美町、稻美町、高砂市、三木市、宍粟市、明石市、姫路市
奈良	39	23	野迫川村、曾爾村、宇陀市、天川村、御杖村、吉野町、下北山村、大淀町、下市町、五條市、十津川村、川上村、大和郡山市、黒滝村、上北山村、天理市、高取町、山添村、東吉野村、三宅町、川西町、斑鳩町、橿原市
和歌山	30	27	新宮市、有田川町、白浜町、九度山町、かつらぎ町、上富田町、紀の川市、高野町、湯浅町、美浜町、すさみ町、田辺市、有田市、橋本市、日高川町、日高町、広川町、みなべ町、太地町、北山村、紀美野町、御坊市、印南町、那智勝浦町、古座川町、串本町、由良町
鳥取	19	16	湯梨浜町、北栄町、三朝町、琴浦町、智頭町、日南町、鳥取市、岩美町、八頭町、倉吉市、大山町、日野町、江府町、若桜町、日吉津村、境港市
島根	19	14	浜田市、江津市、奥出雲町、川本町、美郷町、邑南町、益田市、吉賀町、隱岐の島町、西ノ島町、海士町、知夫村、大田市、飯南町
★ 岡山	27	27	真庭市、早島町、新見市、和気町、赤磐市、吉備中央町、西粟倉村、美咲町、岡山市、瀬戸内市、備前市、倉敷市、総社市、笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町、高梁市、鏡野町、久米南町、新庄村、勝央町、津市、奈義町、玉野市、美作市
広島	23	20	坂町、安芸太田町、江田島市、庄原市、大崎上島町、三次市、世羅町、府中市、神石高原町、吳市、大竹市、北広島町、海田町、安芸高田市、三原市、廿日市市、熊野町、尾道市、府中町、竹原市
山口	19	11	萩市、岩国市、柳井市、木町、上関町、田布施町、阿武町、山陽小野田市、長門市、周防大島町、平生町
★ 徳島	24	24	三好市、美馬市、つるぎ町、美波町、勝浦町、牟岐町、東みよし町、神山町、上勝町、石井町、那賀町、佐那河内村、上板町、北島町、小松島市、松茂町、板野町、徳島市、藍住町、阿波市、吉野川市、海陽町、阿南市、鳴門市
香川	17	1	東かがわ市
愛媛	20	18	久万高原町、東温市、鬼北町、内子町、松野町、上島町、砥部町、新居浜市、西条市、今治市、松山市、大洲市、八幡浜市、西予市、伊方町、宇和島市、愛南町、伊予市
高知	34	31	馬路村、土佐町、いの町、梼原町、田野町、大豊町、本山町、津野町、日高村、仁淀川町、香南市、大川村、四万十町、南国市、東洋町、佐川町、須崎市、芸西村、安田町、黒潮町、大月町、三原村、四十万石、宿毛市、土佐清水市、香美市、越知町、安芸市、中土佐町、土佐市、高知市
福岡	60	27	八女市、添田町、遠賀町、朝倉市、広川町、飯塚市、東峰村、篠栗町、大木町、うきは市、福智町、大刀洗町、新宮町、筑前町、嘉麻市、豊前市、上毛町、築上町、吉富町、行橋市、久山町、須恵町、大川市、川崎町、みやこ町、古賀市、宇美町
★ 佐賀	20	20	伊万里市、太良町、白石町、大町町、嬉野市、有田町、上峰町、江北町、武雄市、小城市、鳥栖市、多久市、佐賀市、鹿島市、神埼市、唐津市、吉野ヶ里町、基山町、みやき町、玄海町
長崎	21	7	対馬市、川棚町、諫早市、西海市、雲仙市、新上五島町、東彼杵町
熊本	45	34	宇土市、小国町、產山村、多良木町、西原村、高森町、南阿蘇村、阿蘇市、湯前町、益城町、和水町、上天草市、南小国町、山都町、水上村、山江村、五木村、芦北町、球磨村、八代市、相良村、人吉市、あさぎり町、錦町、南闘町、津奈木町、宇城市、美里町、菊池市、山鹿市、菊陽町、大字北町、水川町、玉名市
★ 大分	18	18	日田市、豊後高田市、九重町、竹田市、大分市、中津市、津久見市、宇佐市、豊後大野市、由布市、姫島村、佐伯市、臼杵市、日出町、國東市、玖珠町、杵築市、別府市
★ 宮崎	26	26	椎葉村、三殷町、日向市、延岡市、諸塙村、西米良村、高千穂町、都城市、五ヶ瀬町、えびの市、美郷町、門川町、川南町、木城町、高鍋町、西都市、小林市、高原町、国富町、新富町、綾町、串間市、都農町、宮崎市
★ 鹿児島	43	43	東串良町、南大隅町、知名町、曾於市、鹿屋市、鹿兒島市、西之表市、志布志市、奄美市、大崎町、錦江町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、与論町、枕崎市、垂水市、伊佐市、阿久根市、霧島市、三島村、さつま町、湧水町、薩摩川内市、姶良市、十島村、長島町、指宿市、いちき串木野市、南さつま市、南九州市、日置市、出水市
沖縄	41		
計	1,742	971	

(注)★印の都道府県は、全市町村作成済み

【参考2】

平成23年度 地方公共団体等において公共建築物の木造化等に取り組んだ事例

(平成24年度優良木造施設コンクール(木材利用推進中央協議会主催)の受賞施設から)

○ 東部地域振興ふれあい拠点施設（愛称：ふれあいキューブ）（林野庁長官賞）

・施主：埼玉県・春日部市（埼玉県春日部市）

・特徴：1～4階が鉄骨造、5～6階を耐火木造とするハイブリット構造。



○ 石巻市相川保育所・北上子育て支援センター（木材利用推進中央協議会長賞）

・施主：石巻市（宮城県石巻市）

・特徴：地元の若い技術者の育成を後押しするため、基本設計を石巻工業高校に依頼。災害時の避難所でもあり、東日本大震災の際にも機能。



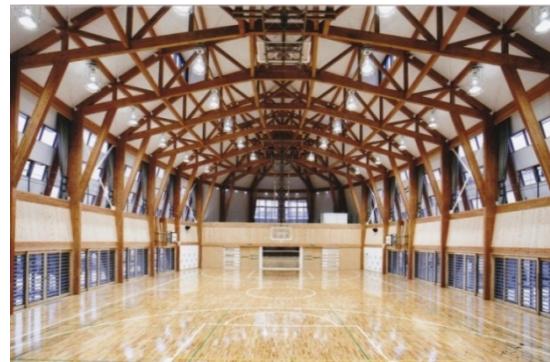
○ 飯能市立名栗小学校（木材利用推進中央協議会長賞）

・施主：飯能市（埼玉県飯能市）

・特徴：児童が触れる部分に無垢材を用い、木の香りと温もりを感じることができるよう工夫。



- 小菅村体育館（木材利用推進中央協議会会長賞）
 - ・施主：小菅村（山梨県小菅村）
 - ・特徴：県産カラマツを大断面集成材に加工し、柱や梁に使用。内装はスギとヒノキを活用。



◇ 民間事業体による公共建築物等の木造化に取り組む新たな事例
(平成 24 年度優良木造施設コンクール（木材利用推進中央協議会主催）の受賞施設から)

- こうち旅広場（農林水産大臣賞）
 - ・施主：財団法人高知県観光コンベンション協会（高知県高知市）
 - ・特徴：木の温かさや質感、香りが体感でき、木造施設の良さが実感できる施設。



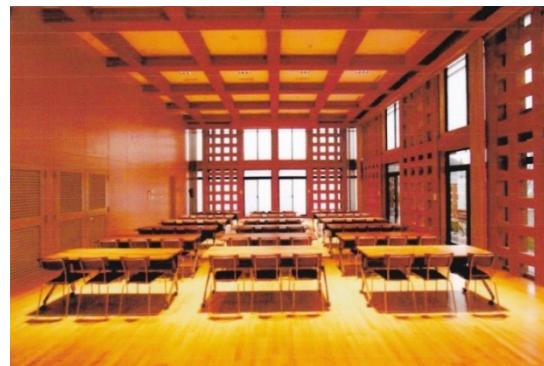
- ショートステイ啄木鳥 ^{きつつき}（林野庁長官賞）
 - ・施主：社会福祉法人正和会（秋田県潟上市）
 - ・特徴：秋田スギの無垢材の構造体。床に衝撃吸収能力が高い木材等を使用し、転倒時のけがを抑制する工夫。



○ 伊都ゲストハウス（林野庁長官賞）

・施主：国立学校法人九州大学（福岡県福岡市）

・特徴：「和の雰囲気」を感じられる施設がコンセプト。金物を表面から無くし木目の美しさを最大限に引き出す等の工夫。



○ 新東名高速道路サービスエリア（木材利用推進中央協議会会長賞）

・施主：中日本高速道路株式会社東京支社（静岡県）

・特徴：商業施設やトイレなど幅広い範囲で内装の木質化を実施。主に県産材のスギ、ヒノキを使用。

